

令和6年度 由利本荘市木造住宅耐震改修補助事業のご案内

地震による建物の倒壊等を未然に防止し、市民の安全を守るため、住宅の耐震改修を行う方に対し市がその費用の一部を補助する事業です。



【対象住宅】

- (1) 由利本荘市内に存する木造戸建て住宅 ※1
- (2) 耐震診断の結果を受けて、耐震改修が必要と判断された住宅
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅 ※2
- (4) 過去にこの事業に基づく補助金の交付を受けたことがない木造戸建て住宅

※1：店舗兼住宅（店舗部分の床面積が、延床面積の1/2未満のもの）、貸家（賃借人の同意を得たもの）を含む

※2：増築部分（平成12年5月31日までに着工したものかつ、延床面積の1/2未満のもの）を含む

【対象者等】

- (1) 対象住宅を所有する個人であること（共有し、または実質的に所有していると認められる場合を含む）
- (2) 対象者世帯及び対象住宅に居住する世帯が、本市の市税等を滞納していないこと
- (3) 震診断を行った結果、上部構造評点が1.0未満のもの（特定行政庁から住宅等に対する耐震改修等の勧告を受けたものを含む）で、耐震改修後の上部構造評点が1.0以上となるよう補強工事を行うもの

【補助金の額】

- ・耐震改修工事に要する費用の23%（千円未満切捨）上限30万円

【受付期間・募集戸数等】

- ・受付期間：令和6年4月15日（月）～令和6年12月20日（木）
- ・募集戸数：1戸（募集戸数に達した時点で終了します）

※事前相談が必要です。

【お問い合わせ・受付窓口】

由利本荘市建設部 建築住宅課

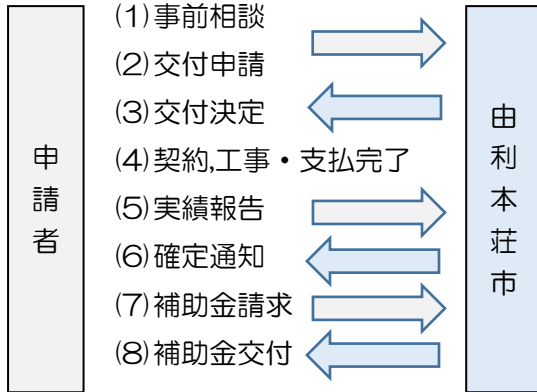
〒015-0801 由利本荘市美倉町27-2（由利本荘市役所第二庁舎1F）

TEL 0184-24-6334 FAX 0184-24-1599

Mail kentiku@city.yurihonjo.lg.jp

※裏面もご覧ください

【手続きの流れ】



(1) 事前相談

補助を申請される前に、耐震診断の結果を踏まえ、本事業の対象になるか、建築住宅課へ事前にご相談ください。

※申請に際し、予め施工業者の検討、補強工事の設計、工事見積書等の準備が必要となります。

【注意事項】

- (1) 補助金の交付決定前に、対象住宅の補強工事等（契約を含む）を行った場合は、補助金の交付対象外となりますのでご注意ください。
- (2) 対象住宅の補強工事後、実績報告書の提出は、**令和7年3月21日（金）**までにご提出いただく必要がありますのでご注意ください。

【必要書類】

(1) 補助金交付申請時

- ①木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）
- ②対象住宅の現況がわかる書類（付近見取図、配置図、平面図、立面図、写真等）
- ③特定行政庁からの勧告を受けた書類
- ④対象住宅の着工時期及び所有権が確認できる書類（建築確認通知書、検査済証、登記事項証明書、固定資産課税台帳等）
- ⑤耐震改修計画書（上部構造評点が1.0以上となることが確認できる書類）
- ⑥耐震改修工事に要する経費の見積書（写し）
- ⑦耐震診断結果報告書（写し）
- ⑧対象者世帯及び対象住宅に居住する世帯全員の住民票謄本
- ⑨納税等状況調査同意書
- ⑩対象住宅に借家人がいる場合は、耐震改修の実施に係る同意書
- ⑪委任状（対象住宅の所有者本人が申請できない場合）*印鑑登録証明書が必要
- ⑫その他市長が必要と認めるもの

(2) 耐震改修完了時

- ①耐震改修完了実績報告書（様式第8号）
- ②耐震改修工事後の耐震診断結果報告書（写し）
- ③対象住宅の耐震改修状況がわかる書類（施工図、工事写真等）
- ④耐震改修工事に係る契約書（写し）
- ⑤耐震改修工事に要した経費の領収書（写し）
- ⑥その他市長が必要と認めるもの
- ⑦請求書、補助金振込用口座の通帳写し